

3 事業所指定等について

(1) 訪問型サービス（事業所指定制度によるもの）

ア 人員・設備・運営の基準（概要）

		介護予防サービス	介護予防・日常生活支援総合事業		
			介護予防訪問介護相当サービス	生活援助サービス	
人員	管理者	常勤、原則専従	同左	緩和した基準	
	職員	員数	常勤換算方法で 2.5 以上		同左
		資格	初任者研修以上		同左
	責任者	員数	原則常勤。利用者 40 : 1 以上		同左
資格		介護福祉士、実務者研修、基礎研修、ヘルパー 1 級	同左		
設備		専用の区画	同左	緩和した基準	
運営・その他	衛生管理等	訪問介護員の清潔の保持及び健康管理	同左	同左	
	秘密保持等	正当な理由がなく利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない	同左	同左	
	事故発生時の対応	必要な措置を講じなければならない	同左	同左	
	廃止・休止の届出と便宜の提供	廃止又は休止しようとするときは、サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。	同左	同左	
	提供拒否の禁止	正当な理由がなくサービス提供を拒んではならない	同左	○サービス担当者会議なし ※ケアマネジメントBを実施 ○個別計画が作成不要のため、モニタリング不要（サービス提供の記録は必要） ※介護予防サービス計画等により実施	
	サービスの記録	具体的なサービスの内容等の記録	同左		
		責任者の責務	サービス担当者会議出席 訪問介護員に具体的な援助目標を指示 訪問介護員の評価を行い必要な措置を講じる 訪問介護員に技術指導を行う		同左
	基本的取扱方針	目標を設定する	同左		
	具体的取扱方針	サービス担当者会議で利用者の状況把握	同左		
		個別計画を作成する			
モニタリングを行い、担当ケアマネに報告					

イ 指定に係る留意事項

訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス（介護予防訪問介護を含む。以下「予防相当サービス」という。）、生活援助サービスを同一所在地で運営する場合

(ア) 管理者 管理業務に支障がなければ全て兼務可能

(イ) サービス提供責任者（訪問事業責任者）

サービス提供責任者（訪問介護、予防相当サービス）と訪問事業責任者（生活援助サービス）は兼務可能。ただし、勤務時間をそれぞれ按分しなければいけないため、サービス提供責任者の配置基準違反にならないよう注意が必要

(2) 通所型サービス（事業所指定制度によるもの）

ア 人員・設備・運営の基準（概要）

		介護予防サービス	介護予防・日常生活支援総合事業		
			介護予防通所介護相当サービス	ミニデイサービス	
人員	管理者	常勤、原則専従	同左	緩和した基準	
	従業者	生活相談員	提供日ごと、サービス提供時間数以上		同左
		介護職員	単位ごとに利用者 15 人まで 1 以上 15 人超の部分について 5 : 1 以上		同左
		看護職員	単位ごとに 1 以上		同左
		機能訓練指導員	1 以上		同左
設備	食堂及び機能訓練室	3 m ² × 利用定員以上	同左	緩和した基準	
	その他	静養室、相談室、事務室等			
運営・その他	衛生管理等	衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	同左	同左	
	秘密保持等	正当な理由がなく利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない	同左	同左	
	事故発生時の対応	必要な措置を講じなければならない	同左	同左	
	廃止・休止の届出と便宜の提供	廃止又は休止しようとするときは、サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。	同左	同左	
	提供拒否の禁止	正当な理由がなくサービス提供を拒んではならない	同左	○サービス担当者会議なし ※ケアマネジメントBを実施 ○個別計画が作成不要のため、モニタリング不要（サービス提供の記録は必要） ※介護予防サービス計画等により実施	
	サービス提供の記録	具体的なサービスの内容等の記録	同左		
	基本的取扱方針	目標を設定する	同左		
具体的取扱方針	サービス担当者会議で利用者の状況把握	同左			
	個別計画を作成する				
	モニタリングを行い、担当ケアマネに報告				

イ 指定に係る留意事項

通所介護（地域密着型を含む）、介護予防通所介護相当サービス（介護予防通所介護を含む。以下「予防相当サービス」という。）、ミニデイサービスを同一所在地で運営する場合

- (ア) 管理者 管理業務に支障がなければ全て兼務可能
- (イ) 介護職員 通所介護・予防相当サービスとミニデイサービスはそれぞれに配置が必要
- (ウ) 食堂及び機能訓練室

通所介護・予防相当サービスとミニデイサービスは同じスペースでサービス提供可能ただし、それぞれ3㎡×利用定員以上の面積が必要

(エ) 利用定員

通所介護・予防相当サービスとミニデイサービスはそれぞれ利用定員の設定が必要

問12 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。

（答）

- 1 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、
 - ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、
 - ・ これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。
- 2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、
 - ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。
 - ・ 通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。
- 3 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A

【平成27年8月19日版】

(3) 指定申請

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス、生活援助サービス）、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス、ミニデイサービス）の指定申請手続は次のとおりです。

ア 申請手続きの対象

指定を受ける場合、原則、申請手続きを行う必要がありますが、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた時期によって申請が不要となる場合もありますので、次の表を確認のうえ、必要な申請手続きを行ってください。

指定時期	介護予防相当サービス	緩和サービス
平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所	申請不要 ※みなし指定	申請必要
平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所	申請必要	申請必要

今回指定申請を行う場合

長崎市の指定だけでは長崎市外の被保険者の受け入れはできません。

長崎市外の被保険者については各市町村にお尋ねください。

※みなし指定の場合

指定有効期間は平成30年3月31日

平成30年3月31日まで…長崎市外の被保険者も利用可能です。

平成30年4月1日以降…長崎市外の被保険者は各市町村の指定更新が必要です。

（長崎市内に居住する住所地特例対象者は市内の事業所の利用が可能です。）

イ 指定申請手数料

指定申請には手数料が必要です。長崎市証紙で納付してください。

（長崎市証紙は福祉総務課で販売しています。）

種 類		指定申請手数料
介護予防相当サービス		5,000円
緩和サービス	生活援助サービス	4,300円
	ミニデイサービス	4,400円

ウ 指定申請の時期

12月から受付を開始します。年度末に指定申請が集中すると事業開始に間に合わなくなるので、指定申請時期について後日通知を送付しますのでご協力をお願いします。

エ 指定有効期間の短縮について

事業所は6年毎に指定の更新が必要です。ただし、介護予防相当サービス、緩和サービスについては、既に指定を受けている同種（訪問介護、通所介護）のサービスと同一所在地で事業を実施する場合に限り、指定有効期間を短縮し、当該同種のサービスと同時に指定更新手続を行うことができます。

なお、指定申請書に指定有効期間の短縮の有無についての記載欄がありますので、確認してください。

- ・メリット

同種のサービスと同時に指定更新手続きが可能（事務の簡素化）

- ・デメリット

指定有効期間が短い

オ 定款、法人登記簿の（事業）目的欄について

新たな事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を行うにあたり、申請者の定款又は寄附行為等、法人登記簿の（事業）目的欄に次のような記載が必要です。

- ・株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

例）介護保険法に基づく第1号訪問事業

介護保険法に基づく第1号通所事業

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

- ・医療法人や社会福祉法人等の所管・監督官庁のある法人の場合

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、各法人所管・監督官庁に確認をお願いします。